



那須

10 月号
No.734
2020年(令和2年)



表紙シリーズ

はぐくむ
喜び

～農業の魅力～

おいしいお米を
未来にも

目次

タウントピックス	2
子育て・ほけんだより	9
生涯学習だより	12
図書館だより	16
タウンinformation	17
カメラスケッチ	20
みんなの広場	22
那須平成の森だより	26

日本伝統工芸展で峯岸勢晃さんが入選



第67回日本伝統工芸展（日本工芸会、朝日新聞社など主催）の入賞・入選者が8月26日付けで発表され、峯岸勢晃さん（上川）が入選を果たしました。峯岸さんは平成8年に初入選し、通算で11回目。この度入選した作品「窯変米色青瓷」としては、2回目の入選です。

窯変米色青瓷は、炎が被らない（酸化）茶色の部分と、炎が被る（還元）青色の部分があります。窯の中で、酸化の部分と還元部分とを、一つの作品に出すのは至難の技で、この技法を安定的に行う人はおらず、窯変米色青瓷の作品は、「幻」とも言われていました。「3年前までは上手くできないのがほとんどでした。作品一つ一つを自分で検証し、どうしたら上

手く焼けるか試行錯誤を繰り返し、一步一步進んできて、ようやく自分の思うように焼き上げることがかなりできるようになりました」と話す峯岸さんは、20年以上この技法を研究し続けています。器の形によって、酸化の茶色部分と還元の青色部分の出方（炎の辿り方）が違うそうです。

「もともとさまざまな形を試し、また、明るい色や、引き締まった色など、色々な表情を見せられるような色を出せるようにしていきたい。そして、窯変米色青瓷の技法を、作品にどう生かせるか、映えさせるかを考え、この技法を深めていくのが目標です」と、これからの展望を語ってくださいました。今後も峯岸さんの活躍が期待されます。



▶入選した作品「窯変米色青瓷面取壺」。青は炎が器体をたどり釉を染めた証の色とのこと。10月7日〜12日に、日本橋三越本店で、峯岸さんの個展が開催されます。

9月議会定例会 教育長の任命や那須町地域優良賃貸住宅条例の制定など30議案を可決

令和2年第6回那須町議会定例会が9月4日から9月18日までの15日間開催され、30議案が可決されました。主な議案は次のとおりです。

【人事案件】

固定資産評価審査委員会委員に伊藤晴康氏（川原町）が新たに選任されました。また、9月30日で任期満了となった教育委員会教育長に平久井好一氏（小羽人）が、教育委員会委員に鈴木尚哉氏（新町）が、引き続き任命されました。

【那須町地域優良賃貸住宅条例の制定】

子育て世帯等地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯へ良好な賃貸住宅の供給を行うため、地域優良賃貸住宅の設置および管理に関して必要な事項を定めるものです。

10月7日から 夜間延長窓口は毎週水曜日です

北那須3市町（那須町、大田原市、那須塩原市）の住民サービス向上のため、夜間延長窓口の開設曜日と時間を統一します。10月7日から次のとおりに変更しますので、ご注意ください。

▼開設曜日 毎週水曜日

【事業契約の締結】

黒田原地区定住促進住宅整備事業の設計、建設および維持管理・運営に関する業務について、那須ライフ株式会社と事業契約を締結しました。

【補正予算】

地方財政法の規定に基づき財政調整基金積立金を計上したほか、ICT教育の推進のため教育用タブレットの追加導入費用や、GIGAスクールサポーター配置に要する事業費等を令和2年度一般会計補正予算に計上しました。

この結果、一般会計の総額は、5億9,300万円が追加され、175億320万円となりました。

【決算の認定】

令和元年度各会計の決算が認定されました。決算の概要は、広報11月号でお知らせします。

▼開設時間 午後5時15分〜7時

※水曜日が祝日の場合は、木曜日に延長窓口を開設します。

▼開設課（本庁） 住民生活課、保健福祉課、税務課

▼問合せ 総務課行政改革係 ☎(72)6902

10月19日(月)～25日(日)は行政相談週間です

行政上の困りごとがありましたら、気軽にご相談ください。

【定例相談会】 ■日 時 10月16日(金)、11月6日(金) 午前9時～正午

■場 所 ゆめプラザ・那須

【特設相談会】 ■日 時 10月21日(水) 午前9時～正午

■場 所 芦野基幹集落センター

■相談会の問合せ

○平山英夫行政相談委員 (自宅) ☎72-5234

○総務課広報広聴係 ☎72-6901

■行政相談についての問合せ 総務省栃木行政相談センター ☎028-634-4680

11月15日(日)は栃木県知事選挙の投票日です 忘れず投票に行きましょう！

投票日当日の投票時間 午前7時～午後6時

〈投票できる方〉

①平成14年11月16日以前に生まれた方

②転入者は、令和2年7月28日以前に住民票が作成され、引き続き3月以上那須町にお住まいの方

〈期日前投票〉

10月30日(金)～11月14日(土)

○役場本庁1階町民ホール
午前8時30分～午後8時

○高原公民館(湯本支所)
午前9時～午後6時

〈選挙公報〉

選挙公報は11月3日以降に新聞折込で配布します。また、役場本庁、各支所等の町施設に配布します。新聞を購読していない世帯で郵送での配布を希望する方は、町選挙管理委員会にご連絡ください。

〈不在者投票〉

仕事や旅行などで他市町村に滞在する方は、不在者投票ができます。また、病院や介護施設(県指定施設)などに入院・入所している

方は、その病院、施設等で不在者投票ができます。身体障害者手帳等をお持ちの方で郵便投票証明書(交付を受けている方は、郵便による不在者投票ができます)。

投票時間の変更

栃木県知事選挙から、投票日当日の投票終了時間を午後6時までに繰り上げます。

投票所入場券の変更

通常のハガキから圧着ハガキに変わります。

有権者1人に対して1枚のハガキを送付していましたが、同世帯の有権者2人分をまとめて1枚のハガキで送付します。

※有権者が3人以上の世帯は、2枚以上のハガキが届きます。

投票所の変更

○第6投票区
横沢公民館

(変更前：旧室野井小体育館)

○第18投票区

蓑沢生活改善センター

(変更前：美野沢体育センター)



新型コロナウイルス 感染防止対策

各投票所では、新型コロナウイルス感染症対策としてアルコール消毒液を設置し、定期的な換気・消毒、投票管理者・立会人・投票事務従事者のマスク着用を徹底します。また、お一人ずつ筆記用具を用意しますが、持参した鉛筆での投票もできます。

投票の際には、手指の消毒やマスクの着用、他の投票者との距離を保つなどのご協力をお願いいたします。また、投票所ではスリッパを用意しますが、持参したスリッパ等の上履きでの入場もできます。

▼問合せ 選挙管理委員会事務局
☎(72)6927

農作物等の盗難防止 対策をしましょう

県内各地で、農作物や家畜が盗まれる被害が発生しています。農産物の盗難被害は、農業者の経営への影響や営農意欲の低下だけでなく、地域の治安の悪化にもつながります。

農産物等の盗難被害に遭わないために、次の対策を実施しましょう。なお、不審者・不審車両を見かけた場合や盗難被害に遭った恐れがある場合は、速やかに警察に通報してください。

▼主な盗難防止対策

- ・倉庫やハウス等の出入口の施錠を徹底しましょう。
- ・防犯カメラやセンサーライト、侵入センサーを設置しましょう。
- ・通行人から見える位置に「防犯カメラ作動中」等の看板等を設置しましょう。
- ・農業機械をほ場等に放置せず、使用しない時は鍵を抜き取りましょう。
- ・盗難被害に備えて、収入保険制度や農機具共済等に加入しましょう。

▼問合せ 農林振興課農政係
☎(72)6911



みんなでチャレンジ!
食品ロスを減らす『3きり運動』



料理はおいしく『食べきり』
食材はムダなく『使いきり』
生ゴミはギュッと『水きり』



那須町観光大使きゅーびー 許諾第21309号

まだ食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食べ物。
全国で年間約600万トン発生しており、国民1人1日あたり
「茶わん」1杯分のごはんの量(約132g)に相当します。

10月ば食品ロス削減月間

食品ロスの削減の推進に関する法律では、国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、10月を「食品ロス削減月間」とし、同月30日を「食品ロス削減の日」と定めています。
食品ロスを減らすため、「3きり運動」へのご理解とご協力をお願いいたします。

▼問合せ 環境課環境衛生係
☎ ⑦2 6916

犬の飼い主のみなさんへ



昨今のペットブームにより犬を飼う方が増える一方で、誤った飼い方により苦情につながる場合もあります。人と犬がともに快適な環境で暮らすために、正しい犬の飼い方に努めましょう。

▼犬の登録をしましょう
生後90日を経過した犬は登録が必要で、登録は生涯に1回限り、登録手数料は1頭につき、3千円となります。環境課、湯本支所、栃木県獣医師会所属の那須地区内の動物病院、町と契約している動物病院で登録の申請ができます。

▼狂犬病予防注射の接種
狂犬病予防注射は、年に1回接種するよう法律で定められています。動物病院での接種をお願いします。

▼犬はけい留を
犬をつないで飼うことは県の条例で定められています。散歩の際も必ずリードなどをつないでください。

▼犬のふんは必ず処理を
ふんの後始末は飼い主の最低限のマナーです。必ず持ち帰るようにしましょう。

▼問合せ 環境課環境衛生係
☎ ⑦2 6916

使用期限延長 那須町プレミアム付商品券
「那須町元気アップ!サマークーポン」

7月に販売した那須町プレミアム付商品券「那須町元気アップ!サマークーポン」の使用期限を延長します。また、使用期限の延長に合わせて、取扱店の換金期限も延長されます。詳しくは、お問い合わせください。

▼使用期限
(新) 令和3年2月28日(日)まで
(旧) 令和2年9月30日(水)まで

▼問合せ 観光商工課
☎ ⑦2 6918

マイナンバーカードを受け取っていない方へ



「交付通知書(ハガキ)」が届いている方のマイナンバーカードを住民生活課でお預かりしています。

マイナンバーカードの受け取りは、原則、申請者本人となり、必要な書類をはじめ、厳格な手続きが必要です。

交付する際は、本人確認のため、来庁された方と、個人番号カードの顔写真を確認しますので、ご理解とご協力をお願いします。

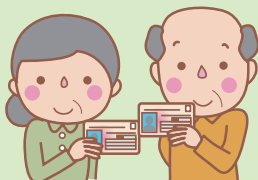
また、マイナンバーカードの交付手続きは、必ず予約の上、ご来庁ください。必要な書類は、お問い合わせください。

マイナンバーカード交付の
休日窓口のご案内
(予約者限定)

次の日程で休日窓口を開設します。平日にマイナンバーカードの受け取りができない方は、この機会をぜひご利用ください。なお、必ず予約をお願いします。

※当日の予約はできません。また、予約がない場合は、開設しません。

▼日程 11月7日(土)、29日(日)
▼時間 午前9時～正午
▼場所 住民生活課(本庁1階)
▼問合せ 住民生活課戸籍住民係
☎ ⑦2 6908



緊急地震速報訓練を実施します

11月5日(木)
午前10時頃

全国瞬時警報システム（Jアラート）の訓練として、那須町防災行政無線から緊急地震速報を音声放送し、那須町安全安心メール登録者にメールを配信します。

防災行政無線からの放送内容は、

☎0120-55-1133（または☎0180-99-2277〈有料〉）で確認できます。

■問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6902

防災のワンポイント

近年、竜巻による被害が多く発生しています。竜巻は季節を問わず発生していますが、特に台風シーズンの9月から10月にかけて多く発生します。適切な行動を取り、竜巻から身を守りましょう。

○屋内にいる場合

窓ガラスの破片や飛来物を避けるため、雨戸、カーテンを閉め、窓から離れて頑丈なテーブルの下などで竜巻の通過を待ちましょう。

○屋外にいる場合

突風や飛来物を避けるために、頑丈な建物の中や地下施設に移動

しましょう。近くにそれがない場合は、物陰やくぼみなどに隠れて竜巻の通過を待ちましょう。

○竜巻の情報を入手する

気象庁のホームページ（https://www.jma.go.jp/jma/n_index.htm）で、竜巻発生確度ナウキャストを確認すると、竜巻などの激しい突風が発生する可能性のある地域の情報を入手することができます。



那須町安全安心メール ヤフー！防災速報

あわせて登録
備えて安心

【那須町安全安心メール】

火災や停電情報、防災・防犯情報など、町からのお知らせをメールで配信しています。携帯電話、パソコンから「t-nasu@sg-m.jp」に空メールを送信するか、コードを読み取ってアクセスしてください。



【ヤフー！防災速報】

現在地と指定した地域の地震、豪雨、警報などの防災情報をまとめて得ることができるほか、町からの防災に関する緊急情報を直接受け取ることもできます。携帯電話やパソコンなどでURLを入力するかコードを読み取ってアクセスしてください。※スマートフォン専用のアプリとメール版もあります。



■問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6902

LINE Pay

LINE Payで 町税等を納付 できます！

10月1日からスマートフォンアプリ「LINE Pay」を使って町の税金や保険料を納付できるようになりました。24時間365日、自宅でいつでも簡単に納付できますので、ぜひご利用ください。

また、「Pay Pay」でも納付できますのでご利用ください。

「LINE Pay」「Pay Pay」での納付は、手数料がかかります。

▼対象税目 町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料

▼利用方法 ※事前に「LINE Pay」の登録が必要です。

年末調整説明会中止のお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と参加する方の安全を考慮し、例年実施している年末調整等説明会を中止します。

なお、年末調整に関する各種情報は、国税庁ホームページの年末

- ① バーコードが印刷された町税等の納付書を手元に用意する。
- ② 「LINE Pay」を起動し、右下の赤枠ボタンをタップするとLINEウォレット画面に移行する。移行後「請求書支払い」をタップする。
- ③ 納付書のバーコードを読み取る。
- ④ 納付書内容を確認し、「決済」をタップして納付手続きを完了する。

※バーコードの有効期限が過ぎた納付書では納付手続きができません。※あらかじめ「LINE Pay」残高チャージをしておく必要があります。

※領収書は発行されませんが、アプリの「支払履歴」で、納付が確認できます。

※「LINE Pay」の詳しい利用方法は、ガイドページ（<http://pay-blog.line.me/archives/74562305.html>）をご覧ください。

☎72-6904

▼問合せ 税務課収税係

調整特集ページをご覧ください。

▼問合せ

大田原税務署法人課税第一部門
☎0287-22-3115

（代表）音声ガイダンスにより「2」を選択してください。

令和3年度地域づくり事業提案に向けた事前協議が始まります

町では、地区社会福祉協議会単位で設置された地域づくり委員会や町民活動団体(自治会、コミュニティ、町民団体、特定非営利活動法人等)が、地域の課題解決や町の活性化を図るために取り組む地域づくり活動に対して、その事業に係る経費の一部を支援し、協働のまちづくりを推進しています。

※今回からクラウドファンディングを新設しました。

	地域づくり事業交付金	
	一 般	クラウドファンディング
対 象 団 体	那須町地域づくり委員会、自治会・コミュニティ・町民団体・特定非営利活動法人等	那須町地域づくり委員会、自治会・コミュニティ・町民団体・特定非営利活動法人等 ※以前に地域づくり事業交付金を受けた団体も申請できます。
対 象 事 業	まち・ひと・しごと創生法に基づく「第2期那須町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標に掲げる事業で、那須町まちづくり協議会が採択した事業のうち、町長が必要と認める事業	まち・ひと・しごと創生法に基づく「第2期那須町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における基本目標に掲げる事業
交付限度回数	3回	制限なし(年度内1回)
交 付 額	1年目 対象経費の8/10以内 (交付限度額は80万円) 2年目 対象経費の6/10以内 (交付限度額は60万円) 3年目 対象経費の4/10以内 (交付限度額は40万円)	町が実施するふるさと納税型クラウドファンディング(以下、「CF」という)を活用して資金調達を行い、この調達額からCFに係る手数料15%を差引いた額 ※調達額が目標額に到達しない場合でも事業を実施する必要があります。
事前協議期間	11月2日(月)～11月30日(月) ※事前協議には、事業について地域で話し合いが行われ、地域住民の意見が反映されていることが確認できる議事録が必要です。	11月2日(月)～令和3年7月30日(金) ※クラウドファンディング募集開始の概ね2カ月前までに事前協議を受けてください。
提案受付期間	12月1日(火)～令和3年1月15日(金)	

※詳しくは、町ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。

■問合せ 企画財政課まちづくり係 ☎72-6935

10月は「土地月間」です

適正な土地取引・土地利用で、暮らしやすいまちづくりを推進しましょう。

▼大規模な土地取引には届出が必要
要です

一定面積以上の土地は、売買などの取引を行った場合に、国土利用計画法に基づきその利用目的などの届出が必要です。

▼届出が必要な面積
○都市計画区域(左記以外)
5,000㎡以上

○都市計画区域外(菅野、伊王野地域と大字富岡の一部)
10,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が右記の面積以上となる場合(二団の土地)には、個々の契約ごとに届出が必要です。
▼届出が必要な取引 売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金等の一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

▼届出者 権利取得者

(土地売買の場合は買主)

▼届出期限 契約日から2週間以内(契約日を含む)

▼届出書類 土地売買等届出書1部

▼問合せ 企画財政課総合政策係

☎72-6906

国勢調査の回答はお済みですか？

回答は10月7日までをお願いします



国勢調査
2020



- 国勢調査は、2020年（令和2年）10月1日現在、日本に住んでいるすべての人および世帯が対象です。
- 9月中旬から、調査員が皆さまのお宅を訪問し、調査書類を郵便受けに入れるなどしてお配りしています。
- 回答は、10月7日までに、できる限りインターネットでお願いします。パソコンのほか、スマートフォン、タブレットからでも回答ができます。「回答完了」画面に移らないと、未回答となってしまいますのでご注意ください。この場合、調査票での回答は不要です。
- 10月7日までに回答が確認できない場合は、調査員が回答のお願いに伺います。
- 回答いただいた内容は、統計の作成に関連する目的以外に使用することはありませんので安心して回答してください。
- 国勢調査では、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、できる限り、皆さまと調査員が対面しない非接触の方法で行うようにしています。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。
- 万一、調査書類が届いていない場合や、追加の調査票が必要な場合（5人以上の世帯など）は、以下の国勢調査担当窓口へご連絡ください。

インターネット回答期間

9/14 月 → 10/7 水

調査票（紙）での回答期間

10/1 木 → 10/7 水

【豆知識】

国勢調査は、大正9年の第1回調査以来5年ごとに行われており、今回は21回目の実施100年の節目の年です。

国勢調査については、「国勢調査2020総合サイト」をご覧ください。

<https://www.kokusei2020.go.jp/>



■問合せ 町企画財政課総合政策係 ☎72-6906

空間放射線量測定結果

町で測定している町内30カ所の空間放射線量の測定結果をお知らせします。測定結果は、町ホームページに掲載しているほか、役場本庁で掲示しています。

測定日：令和2年9月3日
 測定機器：NaIシンチレーションサーベイメータ
 単位：マイクロシーベルト/時 (μSv/h)
 ■問合せ 環境課放射能対策係 ☎72-6940

【町内30カ所の測定結果】 (測定の高さ：地上50cm)

測定場所	測定値	測定場所	測定値	測定場所	測定値
峠の茶屋駐車場	0.06	共同利用模範牧場入口	0.12	富岡集落センター	0.12
大丸駐車場	0.06	大谷福祉館	0.13	中央運動公園	0.12
県道中塩原板室那須線深沢橋	0.09	夕狩地区集会所	0.08	あたごハイツ	0.08
那須湯本駐車場 (那須高原観光案内センター前)	0.07	千振公民館	0.15	田中地区コミュニティセンター	0.13
湯本支所	0.10	逃室地区集会所	0.13	芦野支所	0.12
県道那須高原線下守子バス停	0.11	大島コミュニティセンター	0.09	追分バス停	0.11
室野井公民館	0.10	大同集落センター	0.13	藁沢生活改善センター	0.14
道の駅 那須高原友愛の森	0.12	成沢地区集落センター	0.11	伊王野支所	0.11
池田地区農村センター	0.11	境の明神	0.10	道の駅 東山道伊王野	0.12
県道那須西郷線大沢交差点	0.08	寄居集落センター	0.11	稲沢公民館	0.08

井戸水等放射能測定結果

井戸水等の安全確保と不安解消を図るため、放射能測定調査を実施した結果、次のとおりでした。

■採水日 令和2年9月11日
 ■測定結果 全ての地区で不検出

■採水地区 上水道未普及地区のうち13カ所で採水
 宇田島、六斗地、横岡、三ヶ村、豆沢、明神、山中、寄居大久保、大ヶ谷、黒川、上郷、大和須、梓
 ■問合せ 環境課放射能対策係 ☎72-6940



くくりわな。通常は土の中にあり、外からは見えません

町内には、野生のイノシシやサル、シカによる農作物等の被害を防ぐために、有害鳥獣捕獲用のわなが設置されています。わなの付近には目印となる標識がありますが、「くくりわな」などは、地中に隠れていて、見えにくくなっています。農地付近や山林に入る際は注意し、見つけても近寄らないようにしましょう。

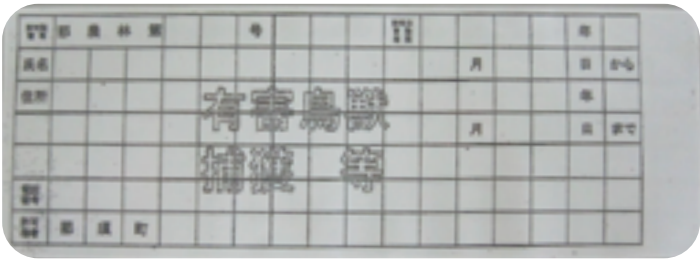
「有害鳥獣捕獲わな」にご注意！

**農業を経営する皆さんへ
 自然災害等のリスクに備えましょう**

収入保険とは、全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられないさまざまなリスクによる収入減少を保証する制度です。青色申告をしている個人・法人の農業者なら誰でも加入できますので、一度、加入を検討してみたいかがでしょうか。

▼問合せ
 ○農業共済収入保険の加入について
 栃木県農業共済組合那須北支所 ☎(64) 3663
 ○青色申告会加入について
 町農業委員会事務局 ☎(72) 6911

▼問合せ
 ☎(72) 6912
 農林振興課林務係



有害鳥獣捕獲標識